## 室蘭工業大学紀要編纂規則

平成16年4月1日室工大規則第98号

(目的)

第1条 この規則は、室蘭工業大学紀要(以下「紀要」という。)の編纂に関する必要事項を定め、室蘭工業大学(以下「本学」という。)における学術研究及び教育の成果を広く内外に発表、紹介することを目的とする。

(名称及び略称)

第2条 紀要の名称及び略称は、次のとおりとする。

	和文	欧文
名称	室蘭工業大学紀要	Memoirs of the Muroran Institute of Technology
略称	室工大紀要	Mem. Muroran Inst. Tech.

(発行)

第3条 紀要は、原則として年1回発行する。

(内容)

- 第4条 紀要には、学術研究及び教育に関する次の各号に掲げるものを登載する。ただし、 室蘭工業大学図書館委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める場合は、その他の ものを登載することができる。
  - (1) 投稿論文(次に掲げる内容であって、未発表の原著に限る。)
    - イ 学術論文
    - 口 研究報告
    - ハ 教育改善報告
- (2) 特集論文(本学における研究活動及び学術交流による成果をまとめたものとする。) (投稿資格)
- 第5条 紀要に投稿できる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、共著者には、それ以 外の者を含めることができる。
- (1) 本学学長及び専任の教職員(退職した者を含む。)
- (2) 本学客員教授及び客員准教授
- (3) 本学非常勤講師
- (4) 本学大学院学生
- (5) その他委員会が必要と認めた者

(原稿の作成及び提出)

第6条 原稿は、別に定める投稿要領及び執筆要領に基づき作成し、所定の期日までに委員 会委員長に提出するものとする。

(登載の可否)

- 第7条 登載可否は、別に定める審査要領に基づいた審査を経て委員会が決定する。
- 2 審査の対象となる原稿は、第4条第1号に掲げるものとする。
- 3 委員会は、査読者を二名選出し、審査要領に従って査読を行わせるものとする。
- 4 査読者は、査読の結果を委員会に報告しなければならない。

(原稿受付日及び論文受理日の記載)

- 第8条 登載論文には、その原稿を受付及び受理した日を記載するものとする。
- 2 原稿受付日は、原稿が編集担当に到着した日とする。
- 3 論文受理日は、登載が決定した日とする。

(著作権)

- 第9条 登載論文の著作権は、室蘭工業大学に帰属するものとする。
- 2 登載論文の著者は、その論文の全部又は一部をそのままの形で、又は一部改変して他の著作物に転載することができる。ただし、事前に文書で委員会に届け出るとともに、出典及び著作権者名を明記しなければならない。
- 3 登載論文は、原則として室蘭工業大学機関リポジトリにおいて公開する。 (事務)
- 第 10 条 紀要の編纂に関する事務は、図書・学術情報事務室で処理する。 (雑則)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、紀要の編纂に関し必要な事項は、委員会委員長が別に定める。

附則

- この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 16 年度室工大規則第 130 号)
- この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成19年度室工大規則第4号)
- この規則は、平成 19 年 4 月 20 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。 附 則(平成 27 年度室工大規則第 26 号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。